

平成29年度第3回 熊本県障害者施策推進審議会 議事要旨

1 日 時 平成30年2月20日（火）10時00分～11時35分

2 場 所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中17人出席（50音順）

相澤委員、相藤委員、上田委員、魚住委員、越猪委員、金和委員、神永委員、
菊池委員、坂口委員、竹田委員、玉垣委員、徳山委員、長廣委員、林田委員、
松永委員、宮田委員、渡辺委員

< 県 > 古閑健康福祉部長

柳田子ども・障がい福祉局長

（障がい者支援課）

奥山課長、木村審議員、下村審議員、

小佐井課長補佐、法川主幹、工藤主幹、倉田主幹、豊田主幹、

佐藤主幹、成瀬参事、稲崎参事、太田参事、杉本主事

（以下の課・広域本部・地域振興局から担当者が出席）

広報グループ、交通政策課、健康福祉政策課地域支え合い支援室、高齢者支
援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、医療政策
課、健康づくり推進課、消費生活課、労働雇用創生課、農林水産政策課、む
らづくり課、道路保全課、建築課、住宅課、管理調達課、生活安全企画課、
特別支援教育課、宇城地域振興局、上益城地域振興局、県北広域本部、玉名
地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局、芦北地域振興局、球磨地域
振興局、天草広域本部

4 議事概要

（1）開会あいさつ

（2）議 題

① 第5期熊本県障がい者計画中間見直しについて【審議】

② 第5期熊本県障がい福祉計画・第1期熊本県障がい児福祉計画について【審議】

③ 第7次熊本県保健医療計画について（障がい関係分野）【報告】

（3）閉 会

5 議事要旨

議題1 第5期熊本県障がい者計画中間見直しについて【審議】

※資料1を事務局から説明

(意見・質疑等)

徳山委員：私は、熊本地震により長年住んでいたアパートから引っ越さないといけない状況となった。

次の賃貸住宅を借りるに当たって、自分が精神障がい者であることを家賃保証会社にあらかじめ伝えたところ、打診した賃貸住宅全てから貸してもらうことができなかった。

そこで、別の家賃保証会社には、自分が精神障がい者であることを伝えなかったら、貸してもらうことができた。

周囲からは、「自分が精神障がい者であることなんて、絶対言ってはいけない。」と言われ、自分はなんて馬鹿だったのだろうと思った。

このような事態は、ほかの障がいではないことだと思うので改善しないといけない。

事務局：障がい者の居住支援については、計画の76ページに記載しているが、障がい者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度を平成29年10月から実施している。

取組としては中途の段階ではあるが、不動産関係団体等と連携しながら取組を進めていきたいと考えている。

当然、本来はどの不動産事業者であっても、だれもが入居できるようにしなければならないので、そうなるよう県としても努力していきたい。

また、家賃保証会社の件については、個別事案として合理的配慮を欠く対応の疑いがあるものとして対応したい。

竹田委員：バリアフリー仮設住宅に関する記載について、全国初のバリアフリー応急仮設住宅を提供した旨が追加記載されたが、現実には6棟のみで、その完成にも時間を要している。

棟数が少ないこと、完成に時間を要したこと、益城町でのものであったこと等から、入居したくても入居できない人がたくさんいた。

仮設住宅の建設に当たっては、当初からバリアフリーの考え方を取り入れて設計する必要があるし、今回の熊本地震ではそれがうまくできなかったということも是非記載してほしい。

事務局：御意見のような様々な課題はあったものの、新たなコラムを設け、全国初のバリアフリー応急仮設住宅を提供できたことを記載しており、これによって全国にアピールできるのではないかと考えている。

県としても、既に国に対してバリアフリーの仮設住宅が迅速に建設ができるよう、標準の住宅仕様の見直し等について要望しているところ。

御意見を踏まえ、他の指針や計画の記載等を参考にしながら追加記載したい。

長廣委員：4点お尋ねしたい。1点目は、42ページの難病の項の⑨「保健所及び難病相談・支援センター等による支援」の中の難病対策地域協議会の今年度の開催状況について。2点目は、43ページの⑩「病気の治療と仕事の両立」の中の熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議というのは、既に同名で開催されている会議と同じと考えて良いのか。

事務局：1点目については、昨年度開催できなかった八代保健所でも、今年度は開催することから、全保健所で開催することとなっている。

2点目については、お見込みのとおり難病相談・支援センターで開催されている熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議のことである。

長廣委員：3点目は、80ページの③「ヘルプカードの普及」について、第1回熊本県障害者施策推進審議会で、「ヘルプカードは、障がい当事者のみが知っていれば良いものではなく、周囲の方々に知ってもらって初めて意味のあるものになることから、継続して啓発を行っていく必要があると考えている。今後、バス、電車、JRなどの公共交通機関の優先席の付近等に周知のための掲示をお願いしたい。」旨のお願いをしていたが、その後、県がどのように取り組んだかを聞かせていただきたい。4点目は、平成29年12月31日をもって指定難病医療費助成制度の経過措置が終了したため、対象者は新たに申請する必要があるが、現時点での申請数と、そのうちの不認定数を教えていただきたい。また、不認定となった方への丁寧なフォローをお願いしたい。

事務局：3点目のヘルプカードの普及啓発については、テレビやラジオなどによる県政情報番組を活用したり、新聞広報や県広報誌に掲載する等して普及に努めている。また、各市町村の広報誌にも記事を掲載いただいているところ。

公共交通機関については、JRに対して、駅の掲示板等にチラシを掲示してもらえないかお願いをしている。バス会社等についても今後、個別にお願いをしていく予定。また大学をはじめとした学校関係についても協力をお願いしており、校内への掲示などの前向きなお話をいただいているところ。

4点目については、指定難病医療費助成制度の経過措置が終了した方は約1万2千人いらっしゃったが、そのうち約1万1千人の方が申請を行っている。経過措置期間終了後は、難病法の診断基準及び重症度分類により審査するため、重症度の基準を満たさない場合は不認定となるが、本県では約1,200人の方が不認定となっている。

このことは全国的な状況であることから、不認定となった方への支援については、国が全国の状況を調査しているところであり、それらの結果を踏まえて対応を検討していきたいと考えている。

坂口委員：81ページの①「成年後見制度の利用促進」についてであるが、最初は親が後見人になるだろうが、その後はここに記載されているように市民後見人というものが非常に重要となってくると思われるので、県もその育成を是非支援していただきたい。

事務局：実際のところ、市民後見人として個人で請け負っている方は県内は0人という状況である。

現在は、一部の市町村社会福祉協議会で組織として後見する取組を進めており、将来的には、組織後見の取組をさらに推進し、その中から経験を積んだ方が市民後見人としての成年後見人となる人ができてくるようにしていきたいと考えている。

県としても引き続き研修等により育成を図っていきたい。

相藤会長：他に意見はないか。

各委員：（意見なし）

相藤会長：それでは、審議会の結論としては、竹田委員の意見については事務局で修正案を作成し、私（会長）が最終確認を行った上で、当審議会の最終案としてよろしいか。

各委員：（異議なし）

相藤会長：それでは、以上の内容で決定する。

議題2 第5期熊本県障がい福祉計画・第1期熊本県障がい児福祉計画について【審議】

※資料2を事務局から説明

（意見・質疑等）

徳山委員：1つ目は、計画の冒頭に、精神障がい者数、知的障がい者数、身体障がい者数、難病患者数、発達障がい者数などの数値を示すべきではないか。障がいのある人の数がいかに多いかということを一一般の人に知らせることが必要ではないかと思う。

県内にどれだけの人が障がいに苦しんでいるのかを最初に伝える方がインパクトがあって良いのではないかと考えている。

2つ目は、一般就労への移行者数には就労継続支援（A型）が含まれるのかを教えてください。

事務局：まず、2つ目の一般就労への移行者数に就労継続支援（A型）が含まれるのかについては、含まれない。文字通り一般の企業・事業所等に就職した者を一般就労として集計している。

1つ目の障がい者の人数等を最初に記載すべきという御意見については、既に10ページに障がい種別に人数の推移を掲載しており、それから具体的な成果目標と活動指標の章に移る構成としていることから、御理解をお願いします。

宮田委員：障がい者の就労について、大きな問題の1つとして人手不足がある。障がい者の就労支援についてどのように考えていくか、この審議会の場では、建前論ではなく本質的なことを掘り下げて議論すべきと考えている。

例えば、就労継続支援A型事業所の問題が挙げられる。県内のA型事業所は実入りが大変な中ががんばっているが、平成29年度の制度改正により大変な騒ぎに見舞われている。制度改正によりA型事業所への管理が強化されており、障がい者をきっちり働かせないとA型事業所としてやっていけないようになった。

これまでは、障がい者の賃金を自立支援給付費から充当してきた経緯があるが、これは良くないことで、私たち事業者も努力していかないといけない部分であるとは認識している。一方で、事業者は単に利益だけではなく自分の地域をどうしていこうかという観点から事業を行っていることから、簡単に事業を辞めることができない。事業がなくなったら地域から仕事がなくなるとして頑張っている。だから給付費から充当してでも事業を継続しているのが実態である。A型事業所のうち、収入を賃金に充当できているのは全体の75%くらいで、残りの25%は問題はあるのだが給付費から充当している。障がい者が継続して働けるようにするためにやむを得ずそういった対応をしている。

例えば、本体事業でプラスチック形成事業をやっており、それに付随してA型事業所を作った場合であれば、本体事業の人手不足を解消しつつ、本体事業の補完ができるのでA型事業所も成り立っていける。

逆に、単独でA型事業所をやると思ったら運営は非常に苦しい。これを解決する方法として、下請けをして報酬をもらうことが考えられるが、その場合は障がいのない人が請け負えば30円の報酬がもらえる仕事の場合、障がい者の場合は1~3円しか報酬が支払われないのが実態である。

人手不足への対応は東南アジアの方で良いのか、国内で賄う可能性として障がい者の活用があるのではないかという話で進んでいるが、要するに本質は賃金の買い叩きの話になっている。

そのような隠れた本質や実態を踏まえた上で、行政職員の皆さんは計画を実行に移していただくようお願いする。

事務局：いただいた御意見は非常に重要な視点だと考えている。

確かにA型事業所への規制は厳しくなっているが、同時に、障がい者の方がしっかり仕事を持って、賃金を獲得していただき、当たり前のような生活を整えていきたいと考えている。

そのため、工賃向上計画等の取組、研修会の開催、経営改善計画への指導等を通して、A型事業所が安定した経営ができるよう取り組んでいきたい。

菊池委員：資料2の「熊本県障がい福祉計画（案）概要」の24ページの放課後等デイサービスについて、見込みでは利用者数及び量は急激に増加しているが、質の保証をどうしていくのかが問題となってくる。

質の保証については全国的な課題となっているところであり、実際には事業者を認定する市町村の方で対応すべきことであるものの、県においても、地域生活支援事業の中で相談員等を育成する事業をやっていくと思うので、その中で広域的な支援を行う指導員等を育成し、全県的な質の確保へ取り組んでいただくことが考えられる。

事務局：現在、放課後等デイサービスへの指定は県で行っている。放課後等デイサービスの質の確保については、実施指導のほか、研修の機会の確保、地域の療育関係者の連携支援等、地域療育体制を整備を整備すること等により確保していきたい。

菊池委員：放課後等デイサービスの需要がこれだけ増大していく中で、現実的には新規参入ではなく既存の事業者の定員の増員で対応していくケースが多いのではないかと想定される。そういった事業所で新しい指導者が増えていくと、そこで質の低下が生じるといった項図になっているようなので、県の方でも是非、定期的な指導をお願いする。

相藤会長：他に意見はないか。

各委員：(意見なし)

相藤会長：それでは、審議会の結論としては、本案を最終案としてよろしいか。

また、パブリックコメントの期間が3月2日までとなっていることから、パブリックコメントでの意見に対する修正内容については、私(会長)が最終確認を行った上で、当審議会の最終案としてよろしいか。

各委員：(異議なし)

相藤会長：それでは、以上の内容で決定する。

議題3 第7次熊本県保健医療計画について(障がい関係分野)【報告】

※資料3を事務局から説明

(意見・質疑等)

宮田委員：相談支援事業所を運営している中でこのような出来事があった。発達障がいの子どもを抱えている母親がいて、ある日発達障がいの子どもがカッとなって激高したため、家族も受けられるレスパイトケアサービスを利用し、引き受けてもらえる事業所が1つあったため、そこに避難していただくあっせんを行った。

ここ3、4年で、世の中にそういう形のネットワークが広がりつつある。引き受けていただいた事業所も昨年度であればそういうイメージが沸かなかった事業所だが、今回ありがたいことに引き受けてくれた。

そういう広がりを支えているのは事業所、当事者や家族会、病院の善意等である。そういった意識の全体のつながりを大事にして、情報が常に集まるようなところを作っていかなければならない。具体には相談支援事業所、病院のソーシャルワーカー、当事者や家族会の事務局等である。共通の情報が集まることで迅速な問題解決に繋がっていくことから、そのような体制づくりへの支援を県にお願いしたい。

徳山委員：先ほど、議題2でも障がい者数のことを申し上げたが、1998年頃の障がい者数は約160万人だったが、現在は約330万人から340万人となっている。

障がい者全体の人数が増えているとともに、一般の方との間のグレーゾーンの方たちも、ものすごく増えている印象を受けている。

そういった状況を一般の人にも理解してもらう必要があるし、グレーゾーンの人たち自身が障がいを正しく理解することで、自分が障がい者なのかどうかをはっきりさせることができるので安心できると思う。

そのためにも、障がいを持っている人がこれだけいるということをもっとマスコミにも一般にも周知していただきたい。

魚住委員：相談事業でお尋ねしたい。日本てんかん協会に寄せられる相談の内容は、やはり就労のことが多いが。それ以外では、「免許が取れない」、「発作がでて、免許を返さないといけなくなった。」、「どこの病院がいいのか。」など、多岐に渡っている。

このような知識や専門性が求められる相談に、どこまで対応した方が良いのか、また受けられるのか不安に思っている。できる限り相談に対応できるように、行政からも情報をいただけるとありがたい。

事務局：県としても、家族会の皆さまと情報共有させていただきたいと考えており、これからの対応していきたい。

相藤会長：他に意見はないか。

各委員：（意見なし）

閉会

相藤会長：それでは、本日予定されている議題は以上である。

皆様のおかげで、年度内に計画策定の目途がついた。皆様の御協力に心から御礼申し上げます。

事務局：（謝辞）

※閉会